

検定センターからのお知らせ

● 検定証明書の有効期間について

検定証明書の有効期間は、検定日から1年間です。

しかし有効期間がまだ1ヶ月まで残存している場合は、継続扱いになり有効期間が延長されます。

例1) 有効期間が平成23年7月25日までである器械でそれ以前の7月11日に検定を行った場合

平成23年7月11日から平成24年7月25日まで  
になります。

例2) 有効期間が平成23年8月25日までである器械を継続して検定する場合  
一番早い検定日の設定は、7月26日が可能となります。

従って、その場合の有効期間は  
平成23年7月26日から平成24年8月25日まで  
になります。